

**長野県教育委員会告示第10号**

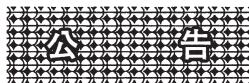
昭和39年長野県教育委員会告示第9号（教科用図書の採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成17年10月11日から施行します。

平成17年10月11日

長野県教育委員会

本則の表中「本城村 坂北村 麻績村 坂井村」を「麻績村」に、「朝日村」を「朝日村 筑北村」に改める。

**教学指導課**

**公告**

准看護師試験を次のとおり行います。

平成17年10月11日

長野県知事 田 中 康 夫

**1 実施日時**

## (1) 期日

平成18年2月26日(日)

## (2) 時間

午後1時から午後3時30分まで

**2 試験場**

松本市旭2-11-34

長野県看護職員研修センター（看護総合センターながの内）

**3 試験科目**

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」といいます。）第23条に規定する科目

**4 試験方法**

筆記試験（マークシート解答方式）

**5 受験資格**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条各号のいずれかに該当する者（平成18年3月までに該当する見込みの者を含みます。）

**6 受験手続**

## (1) 提出書類

- ア 受験願書用紙（受験願書、履歴書、受験票及び電算入力票）
- イ 受験資格を証明する書類

規則第27条第1号から第4号までに掲げる受験資格を証する書類

なお、平成18年3月までに5の受験資格に該当する見込みの者は、同条第2号から第4号までに掲げる書類については、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出してください。ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成18年3月6日(月)午前10時までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。郵送による場合であっても提出期限必着とし、指定された日時までに修業証明書又は卒業証明書が提出されないときは、当該受験は無効とします。

ウ 写真1枚（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦

6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載してください。）

## (2) 試験手数料

試験手数料（6,900円）は、長野県収入証紙（受験願書にはって、消印しないでください。）により納付してください。  
なお、納付した受験手数料は返還いたしません。

## (3) 受付期間及び場所

## ア 出願に関する書類を郵送する場合

## (7) 期間

平成17年12月16日(金)から12月22日(木)までの消印のあるもの

## (4) 場所

県庁専用郵便番号 380-8570 長野県衛生部医務課

## イ 出願に関する書類を持参する場合

## (7) 日時

平成17年12月16日(金)から12月22日(木)までの土日を除く午前9時から午後5時まで

## (4) 場所 長野県衛生部医務課

**7 受験票の交付等**

受験願書を受け付けたときは、平成18年1月13日頃受験票を発送します。受験票は、試験当日必ず持参してください。

**8 合格発表**

(1) 平成18年3月13日(月)午後1時に長野県庁及び県内各保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。また、平成18年3月13日(月)午後5時までに長野県公式ホームページに掲載します。なお、電話等による照会には一切応じません。

(2) 合格発表後、合格者には合格証書の送付をもって通知とします。

**9 その他**

(1) 郵送により受験願書用紙を請求する場合は、120円切手をはたて先明記の返信用封筒（角形2号33センチメートル×24センチメートル）を同封して、長野県衛生部医務課あて送付してください。

(2) 試験会場の収容人員を超えた場合には、県内在住者以外の者及び県内准看護師学校養成所を卒業した者（卒業する見込みの者を含みます。）以外の者は受験できないことがあります。

(3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は肢体に障害を有する受験希望者は、受験願書の提出期間内に長野県衛生部医務課に申し出ください。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることができます。

(4) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

**10 試験に関する問い合わせ先**

長野県衛生部医務課（電話 026-235-7144）

**医務課**

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年10月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成17年9月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 夢トライ

3 代表者の氏名

伊藤 正昭

4 主たる事務所の所在地

松本市清水2丁目11番地45号

5 定款に記載された目的

この法人は、身体的・知的・精神的障害をもつ障害者に対して、情報処理技術分野で創造的生産活動を行う就労の実現を通じ、社会において価値ある構成員として評価され正当な対価である収入を確保し、障害者の私的、社会的自立生活と経済的な自立を図る事業を行い、健全な地域づくり、豊かな人間性に支えられる社会づくりの促進と福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年10月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成17年9月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ゾイロスファミリー

3 代表者の氏名

長瀬 健一

4 主たる事務所の所在地

長野県上高井郡小布施町大字都住198番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者を中心とする人々に対して、家庭的な雰囲気のもと、命の尊厳を持ち、共にかかわりあいながら生活していく為のよりどころとなれるような居場所づくりを行なうとともに、少子高齢化社会における地域福祉の課題に取り組み、多世代・多様な人と支え合っていける、誰でもが住みよい地域づくりと地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年10月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成17年9月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 福祉ネットワーク花の木

3 代表者の氏名

篠田 千恵子

4 主たる事務所の所在地

長野県飯田市丸山町1丁目8番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の個人や団体がネットワークを組み、地域住民に対して、寝たきりにさせない予防事業、給食サービス、育児サービス等の福祉サービス事業と、それに係る人材育成等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年10月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファーストプラザ

須坂市大字井上字砂田1830-9ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)村山

須坂市大字小山2552-3

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,866平方メートル

(変更後) 2,296平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
190台	176台

(3) 荷捌き施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	32平方メートル	32平方メートル

2	58平方メートル	58平方メートル
3	6平方メートル	6平方メートル
4	36平方メートル	36平方メートル
5	5平方メートル	5平方メートル
6	6平方メートル	6平方メートル
	—	21平方メートル
合計	143平方メートル	164平方メートル

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	0.13立方メートル	0.13立方メートル
2	3.98立方メートル	3.98立方メートル
3	4.0 立方メートル	4.0 立方メートル
4	4.0 立方メートル	4.0 立方メートル
5		4.41立方メートル
合計	12 立方メートル	17 立方メートル

## (5) 大規模小売店舗において小売業者を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	(株)中部メガネセンター		午後 7 時
2	(株)マックハウス	午前10時	
3	(株)チヨダ		午後 9 時

4	(株)セリア		
(変更後)			
1	(株)中部メガネセンター	午前10時	午後 7 時
2	(株)マックハウス		
3	(株)チヨダ		
4	(株)セリア		
5	(有)ウイル		午後 9 時

## 4 变更年月日

平成18年5月27日

## 5 届出年月日

平成17年9月26日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県長野地方事務所商工雇用課

## 7 縦覧の期間

平成17年10月11日から平成18年2月11日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

## 公告

平成17年度技術専門校の信州ものづくりスキルアップ事業の受講者を次のとおり募集します。

平成17年10月11日

長野県知事 田中 康夫

## 1 募集人員等

訓練名	募集人員	訓練期間	授業料(円)	実施場所	実施技術専門校
N C 加工技能士養成講座	10	平成17年10月19日～11月2日 3日間	700	池田町商工会館 (主催:テクノ安曇野高瀬プロジェクト)	松本
N C 機作業者のための切削加工技術	6	平成17年10月25日～12月13日 8日間	2,600	(有)アート社	長野
経営計画と管理手法/実践講座	15	平成17年10月27日～12月8日 5日間	1,200	松川村商工会館、池田町商工会館	松本
漆(拭き漆)技法	7	平成17年11月1日～10日 7日間	1,100	上松技術専門校	
イグサによる座編み技法	10	平成17年11月18日～20日 3日間	900		
成果の上がる現場改善手法実践講座1(5Sの基本と効果的すすめ方)	24	平成17年11月16日・24日 2日間	500	須坂商工会議所	

工場板金技能検定学科受験準備講習	15	平成17年11月26日～ 11月27日 2日間	1,300	坂城テクノセンター	長野
成果の上がる現場改善手法実践講座2（ムダ取りの決め手、動作分析・工程分析）	24	平成17年11月30日・ 12月7日 2日間	500	須坂商工会議所	
成果の上がる現場改善手法実践講座3（効果の上がる実践TQC）	24	平成17年12月14日・ 21日 2日間	500	須坂商工会議所	

## 2 受講対象者

機械・電子系の製造業に在職中の者。

## 3 受講手続

次のとおり、申し込みを行ってください。

訓 練 名	受付期間	申込先
N C 加工技能士養成講座	平成17年10月12日まで	池田町商工会 0261 (62) 5085 松川村商工会 0261 (62) 2557
N C 機作業者のための切削加工技術	平成17年10月12日～10月21日	長野技術専門校 026 (292) 2341
経営計画と管理手法/実践講座	平成17年10月20日まで	池田町商工会 0261 (62) 5085 松川村商工会 0261 (62) 2557
漆（拭き漆）技法	平成17年10月17日～10月25日	上松技術専門校 0264 (52) 3330
イグサによる座編み技法	平成17年10月20日～11月4日	上松技術専門校 0264 (52) 3330
成果の上がる現場改善手法実践講座1（5Sの基本と効果的すすめ方）	平成17年10月20日～11月9日	長野技術専門校 026 (292) 2341
工場板金技能検定学科受験準備講習	平成17年10月24日～11月11日	長野技術専門校 026 (292) 2341
成果の上がる現場改善手法実践講座2（ムダ取りの決め手、動作分析・工程分析）	平成17年10月20日～11月9日	長野技術専門校 026 (292) 2341
成果の上がる現場改善手法実践講座3（効果の上がる実践TQC）	平成17年10月20日～11月9日	長野技術専門校 026 (292) 2341

## 4 その他

- (1) 授業料の他、テキスト代、材料費等の実費を徴収します。
- (2) 詳細は実施技術専門校に問い合わせてください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ使用します。

雇用・人財育成課

## 公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成17年10月11日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日	発生群数	発生の場所又は区域
腐 虻 病	みつばち	平成17年9月20日	7	駒ヶ根市
		平成17年9月21日	1	木曽郡木祖村
		平成17年9月21日	2	木曽郡木祖村
		平成17年9月21日	1	木曽郡木祖村
		平成17年9月21日	2	木曽郡三岳村
		平成17年9月22日	3	諏訪郡富士見町
		平成17年9月26日	1	長野市
		平成17年9月26日	1	長野市
		平成17年9月26日	2	長野市
		平成17年9月27日	5	長野市
		平成17年9月27日	4	長野市
		平成17年9月28日	2	諏訪郡原村
		平成17年9月28日	2	南安曇郡三郷村
		平成17年9月28日	1	上水内郡信州新町
		平成17年9月28日	1	長野市
		平成17年9月28日	3	上水内郡三水村
		平成17年9月28日	4	上水内郡三水村
		平成17年9月28日	6	上水内郡三水村

畜産課

## 公告

平成17年10月3日、南安曇郡拾ヶ堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年10月11日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年10月11日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量  
超音波診断装置 一式
- (2) 物品等の特質  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
平成17年11月30日
- (4) 納入場所  
長野県立須坂病院
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務ユニット

電話 026（246）5511

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成17年10月28日 午後2時30分  
イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成17年10月27日 午後5時(必着)  
イ 場所 須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-0091)  
長野県立須坂病院 事務局総務ユニット
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否  
必要です。
- (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院課

## 公告

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成17年10月11日

長野県公営企業管理者 古林 弘充

名 称	所 在 地	廢 止 年月日
-----	-------	------------

株式会社 赤坂建設	上田市大字上田原872番地7	平成17年 9月21日
-----------	----------------	----------------

事 業 課